

【正誤表】

「〈八訂版〉 国際取引の消費税 QA」（令和 5 年 6 月 15 日発行）において下記の誤りが
ありましたので、お詫びして訂正させていただきます。

税務研究会出版局

頁	誤	正
287 頁 下から 7 行目	したがって、適格請求書発行事業者からの課税仕入れを仕入税額控除の対象とし、 <u>適格請求書発行事業者以外の者</u> からの課税仕入れは仕入税額控除の対象とすることはできませんが、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間の課税仕入れについては <u>80%又は 50%控除の経過措置の適用対象</u> となります。	したがって、適格請求書発行事業者からの課税仕入れを仕入税額控除の対象とし、 <u>適格請求書発行事業者に該当しない国外事業者から受ける消費者向け電気通信利用役務の提供は適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに該当することになりますが、80%又は 50%控除の経過措置の適用対象から除外されています（平 30 改正令附則 24）。</u>
359 頁 下から 5 行目	なお、令和 5 年 10 月 1 日より適格請求書等保存方式が適用され、その後に行う適格請求書発行事業者に該当しない国外事業者からの消費者向け電気通信利用役務の提供に係る課税仕入れには、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までは 80%、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは 50%控除の経過措置が適用されますから、 <u>免税事業者からの課税仕入れと同様の経理を行うこと</u> となります。	なお、令和 5 年 10 月 1 日より適格請求書等保存方式が適用され、その後に行う適格請求書発行事業者に該当しない国外事業者からの消費者向け電気通信利用役務の提供に係る課税仕入れは <u>適格請求書発行事業者以外の者から行う課税仕入れに該当しますが、当該課税仕入れは 80%控除又は 50%控除の経過措置の適用対象から除外されています（平 30 改正令附則 24）。</u>
637 頁 下から 4 行目	……通常の免税事業者からの課税仕入れと同じ取扱いとなります。 <u>そのため、令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間は 80%、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間は 50%控除の経過措置の適用が受けられること</u> となります。	……通常の免税事業者からの課税仕入れと同じ取扱いとなりますが、 <u>当該課税仕入れは 80%控除又は 50%控除の経過措置の適用対象から除外されています（平 30 改正令附則 24）。</u>

700 頁 下から 7 行目	<p>……同日以後に適格請求書発行事業者以外の国外事業者から行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る課税仕入れについては、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までは 80% 又は 50% 控除の経過措置の適用が受けられることになると考えられます。</p>	<p>……同日以後に適格請求書発行事業者以外の国外事業者から行う消費者向け電気通信利用役務の提供に係る課税仕入れは適格請求書発行事業者以外の者から行う課税仕入れに該当しますが、当該課税仕入れは 80% 控除又は 50% 控除の経過措置の適用対象から除外されています（平 30 改正令附則 24）。</p>
713 頁 下から 7 行目	<p>ロ 国外事業者から提供を受ける消費者向け→仕入税額控除の対象とすることができない。ただし、登録国外事業者（令和 5 年 10 月 1 日以後は適格請求書発行事業者）から提供を受けるものは仕入税額控除の対象とし、令和 5 年 10 月 1 日以後に適格請求書発行事業者に該当しない国外事業者から提供を受けるものは、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの間 80% 又は 50% 控除の経過措置の適用を受けることができます。</p>	<p>ロ 国外事業者から提供を受ける消費者向け→仕入税額控除の対象とすることができない。ただし、登録国外事業者（令和 5 年 10 月 1 日以後は適格請求書発行事業者）から提供を受けるものは仕入税額控除の対象とすることができる。</p> <p>なお、令和 5 年 10 月 1 日以後に適格請求書発行事業者に該当しない国外事業者から提供を受けるものは適格請求書発行事業者以外の者から行う課税仕入れに該当するが、当該課税仕入れは 80% 控除又は 50% 控除の経過措置の適用対象から除外されている（平 30 改正令附則 24）。</p>

(アンダーラインが訂正箇所)

(令和 5 年 8 月 24 日現在)